

習志野市長期優良住宅認定事務取扱基準

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第3号の規定による居住環境の維持及び向上に関する基準(平成21年5月15日)の全部を次のように改正する。

習志野市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則(令和4年2月18日習志野市規則第6号。以下「規則」という。)第13条の規定により、市長が別に定める事項は次のとおりとする。

(居住環境の維持及び向上への配慮に関する基準)

第1 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号。以下「法」という。)第6条第1項第3号の規定による良好な景観の形成その他の地域における居住環境の維持及び向上への配慮に関する基準は、次のとおりとする。

(1) 地区計画等の区域

地区計画等の区域のうち、地区整備計画が定められている区域内においては、申請建築物が当該地区計画中の地区整備計画の建築物に関する事項に適合しない場合は、原則として認定を行わないこととする。

(2) 都市計画施設等の区域

申請に係る建築物が、次に掲げる区域内においては認定を行わないこととする。ただし、当該都市計画事業に適合するもの又は同事業に支障を及ぼすおそれがないものであり、長期にわたって存続することができると市長が認める場合は、この限りではない。

ア 都市計画法第4条第4項に規定する促進区域

イ 都市計画法第4条第6項に規定する都市計画施設の区域

ウ 都市計画法第4条第7項に規定する市街地開発事業の区域

(自然災害による被害の発生の防止又は軽減への配慮に関する基準)

第2 法第6条第1項第4号に規定する自然災害による被害の発生の防止又は軽減の配慮に関する基準については、次のとおりとする。

申請に係る建築物が、次の各号に掲げる区域内にある場合、認定を行わないこととする。ただし、当該区域の指定解除がされることが決定している場合又は近い将来解除されることが確実と見込まれる場合は、この限りではない。

- (1) 地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第3条第1項に規定する地すべり防止区域
- (2) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項に規定する急傾斜地崩壊危険区域
- (3) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域
- (4) 建築基準法第39条第1項に規定する災害危険区域

附 則

(施行期日)

1 この基準は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この基準の施行日前に申請がなされたものについては、なお従前の例による。